

権利関係 民法 契約の解除

行政書士
宅地建物取引主任者

森瀬泰豊

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

契約の解除

- 効果**
- ① 履行前の債務は履行しなくてもよい
 - ② 履行済みのものは元に戻す（原状回復）
 - ③ 損害があれば損害賠償請求ができる

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

手付解除 理由がいない

買主が手付を200万円交付
買主が手付による解約
→ 戻ってこない

買主が手付を200万円交付
売主が手付による解約
→ 買主に受取済みの200万円
とさらに同額を返還

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

手付解除の時期

取引の相手方が履行に着手するまでの間

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

契約解除のポイント

手付解除と 債務不履行による解除 の違い

手付解除ができる場合の期間
相手方が履行に着手するまで
自分は着手していてもかまわない

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。